

# 認定団体の仕組み

## 1 目的

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援すること。

## 2 認定の基準

業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施方法が定められていること。(第39条第1号)

業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。(第39条第2号)

認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。(第39条第3号)

## 3 業務

業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理(第37条第1項第1号)

個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(第37条第1項第2号)

その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(第37条第1項第3号)

## 4 認定団体の信頼性の確保

- 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- 名称の使用制限(第45条)
- 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)

## 5 認定の効果

- 個人 一定レベルの公正かつ迅速な苦情処理が受けられる。
- 個人情報取扱事業者 適正な事業者として国民から一定の信頼を得ることができる。